# 北海道建設部土木工事共通仕様書

## 新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和4年10月版)」を一部改定し、「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和5年10月版)」として、令和5年10月1日以後に入札する工事から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △軽微な変更、誤植等

北海道建設部建設政策局建設管理課

Ι	-	±>	大工	.事	共ù	通仕様書(本フ	文)								
							(令和4年10月版)							新(令和5年10月版)	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節彡	条耳	頁	項 以 下	編章節条 (項目見出し) 新条文	改定理由
						共通	又は つとめ まき出し さけ うけ 空げき 練りまぜ 示されていない よりがたい							または 努め 巻出し 避け 受け 空隙 練尾ぜ より難い より難い	語句の統一△
1	1	1	2	22	1		「書面」とは、工事施工協議簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、署名又は押印したものも有効とする。				2 2		1	2. 「書面」とは、工事施工協議簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものも有効とする。	諸基準類との統一△
1	_		6 6	2	9	` '	主要資材 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)	-	1	1	6 2	_	7 8 9	(6) 主要資材 1	諸基準類との統一△ 項目番号の変更△ 項目番号の変更△
1	1	1	6	2	11	(7)	施工管理計画(工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む) 安全管理(安全訓練等の実施計画を含む)		1	1	6 2	2	10	(8) 施工管理計画(工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む)	項目番号の変更△ 項目番号の変更△
1	1	1	-	2	13		緊急時の体制及び対応	1		_		-	12		項目番号の変更△
1	1	1	6	2	14	(10)	交通管理(資材等の過積載防止対策を含む)	1	1	1	6 2	2	13	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	項目番号の変更△
1	1	1	6	2	15	` '	環境対策	1	-	-		+	14		項目番号の変更△
1	1	1	6	2	16		現場作業環境の整備	1	-	-	-+	+	15		項目番号の変更△
1 1	1 1 1	1 1	6 6	_	17 18 19	(14)	建設副産物の適正処理計画 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 社内検査	1	1	1	6 2	2	16 17	(15) 社内検査 1	諸基準類との統一△  項目番号の変更△  項目番号の変更△
1	1	1	6	9	20	(10)	その他	H	_	_	+	_	18 19		諸基準類との統一△ 項目番号の変更△
1	1	1	7		1		受注者及び工事監督員は、契約図書に示された指示、承諾、協議、検査及び確認等については、工事施工協議簿で行わなければならない。なお、工事施工協議簿については、双方が署名又は押印した原本を発注者が保管し、複製を受注者が保管するものとする。	1	1	1	7		1	受注者及び工事監督員は、契約図書に示された指示、承諾、協 議、検査及び確認等については、工事施工協議簿で行わなければ ならない。	条文の削除〇
1	1	1	14	3	1		第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いとついて」(平成18年3月9日付け建計第1428号、最終改正:合和3年3月30日付け建管第1773号)に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。	1	1	1 1	14 :	3	1	3. 第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の取扱いについて」(令和5年2月24日付け建管第1504号)に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。	諸法令の改定にともなう△
1	1	1	17	2	1		発注者は、受注者が契約図書に違反し又は工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができるものとする。	1	1	1 1	17 2	2	1	2. 発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは工事監督員の指示に 従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中 止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について 一時中止を命ずることができる。	表現の変更△
1	1	1	19	2	1		受注者は、契約書第17条第5項に基づき工事内容の変更又は設計 図書の変更が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期 変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変 更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契 約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書 を工事監督員に提出するものとする。	1	1	1 1	19 :	2	1	2. 注者は、契約書第17条第5項に基づき工事内容の変更または設計 図書の変更が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期 変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変 更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契 約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	表現の変更△
1	1	1	19	3	1	3.	受注者は、契約書第19条に基づき工事内容の変更又は工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。	1	1	1 1	19 :	3	1	3. 受注者は、契約書第19条に基づき工事内容の変更または工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な意料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	表現の変更△
1	1	1	19	4	1	4.	受注者は、契約書第20条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。	1	1	1 1	19	4	1	4. 受注者は、契約書第20条に基づき工期の延長を求める場合、第1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認され た事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表そ の他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開 始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提 出しなければならない。	表現の変更△
1	1	1	19	5	1	5.	受注者は、契約書第21条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出するものとする。	1	1	1 1	19	5	1	5. 受注者は、契約書第21条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	表現の変更△
1	1	1	22	7	1	7.	受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂、砕石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。	1	1	1 2	22	7	1	7. 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材(新材または再生材)、土砂、砕石(新材または再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書にその写しを添付して、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。	表現の変更△
1			22				受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材(木材製品等、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスペスト(飛散型)等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。						1	フイン」に基つき、無説制度物に係る情報人力システム※により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書にその写しを 添付して、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。	表現の変更△
1			22				受注者は再生資源利用 (促進) 計画書を書面または映像 (デジタルサイネージ) により工事現場の見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。						1	可能な限りインターネットの利用により公表するよう券のなければならない。	表現の変更△
1			23				受注者は、段階館器に臨場するものとし、確認した箇所に係わる工事監督員の署名又は押印された書面を保管し、検査時に提出しなければならない。						4		表現の変更△
1	1		23 23	6	5	(4)	受注者は、工事監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。				23 7	7	5	きるよう十分な機会を提供しなければならない。	表現の変更△ 製植△
1	1		25	2	1		受注者は、工事完成通知書を工事監督員に提出する際には、次の各		_		25 2	2	1	9 がきは 丁重学は通知書を丁重階級目を通じて軽许老に担出す	表現の変更△
							号に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。							る際には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。	~ <i>/\\</i> ~~&\\

Ι		土	木	工事	共	通仕様書(本)	文)									
	ı		1		***	旧	(令和4年10月版)		1	1	1	ı	~==	新(	令和5年10月版)	m4 . 1
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
-								1	1	-	31		1		1-1-1-31 週休二日の対応 受注者は、可能な限り週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督という。	条文の追加◎
								1	1		31		2		督員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。	
1	1	1	3	1			使用人等の管理	1	1	1	3 <mark>2</mark>				使用人等の管理	項目番号の変更△
1	1	1	32		1		受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通省大臣官房技術審議官通遠、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月)、港湾工事安全施工指針((社)日本理立浚業協会)、潜水作業安全施工指針((社)日本潜水協会)、作業船団安全運航指針((社)日本海上起重技術協会)及びJISA8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。		-	_	33	1	1		受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和5年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月)、港湾工事安全施工指針((社)日本理立浚渫協会)、潜水作業安全施工指針((社)日本潜水協会)、作業船団安全運航指針((社)日本海上起重技術協会)及びJIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定にともなう変更 △
1	1		33				跡片付け	1	1		34 35				爆発及び火災の防止 跡片付け	項目番号の変更△ 項目番号の変更△
1	1		3				() 15 1 1 10 (d)	1	1	-	36				事故報告	項目番号の変更△
1	1	1	36	6				1	1	1	3 <b>7</b>				環境対策	項目番号の変更△
1	1	1	36	6 3	2	3.	受注者は、騒音、振動を防止することにより住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で工事を実施する場合については、設計図書、関係法令及び対象工事区域における条例によるもののほか、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)の規定の適用を原則とする。	1	1	1	37	3	2		受注者は、騒音、振動を防止することにより住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で工事を実施する場合については、設計図書、関係法令及び対象工事区域における条例によるもののほか、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)の規定の適用を原則とする。 低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	諸基準類との統一◎
1	1	1	3	+					1	_					文化財の保護	項目番号の変更△
1	1	1	-	-			安全管理 1. 交通安全管理	1	-	_	3 <del>9</del>	1	1		<del>交通安全管理</del> 1. <del>一般事項</del>	項目番号の変更△ 諸基準類との統一△
1	-	+	_	8 1		(1)	受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいお汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第27条によって処置するものとする。		_	_	_		2		受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第27条によって処置するものとする。	諸基準類との統一△
								1			3 <mark>9</mark>		1		2. 施工計画書	諸基準類との統一△
1	1	1	38	8 1	7		受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、 改良、維持、管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。						2		受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持 管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	諸基準類との統一△
1	1	1	38	8 1	3	(2)	受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。		1	_	-	-	2		3. 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による士砂、工事用資材及び機械などの輸送 を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関す る担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘 導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の 事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	: 諸基準類との統一△
1	1	1	38	8 1	11	(10)	受注者は、建設工事の施工に伴う土砂及び工事用資材等の運搬計画の立案に当たっては、適法な車両を使用することとし、事前に関係機関と打ち合わせの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。また、資材等の過種載での運行は、別途許可を受けた場合を除き、最大種載重量の超過による道路交通法違反、及び車両総重量の超過による道路な通とで、近路・橋梁等公共施設の損傷などを引き起こす可能性があるため、過積載防止対策を施工計画書へ記載しなければならない。	1		1	39 39 39 39	4	1 2		4. 交通安全等輸送計画 受注者は、建設工事の施工に伴う土砂及び工事用資材等の運搬計画の立案に当たっては、適法な車両を使用することとし、事前に関係機関と打ち合わせの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。また、資材等の過積載での運行は、別途許可を受けた場合を除き、最大積載重量の超過による道路交通法違反に該当し、安定性の低下等による交通事故の発生や、道路・橋梁等公共施設の損傷などを引き起こす可能性があるため、過積載防止対策を施工計画書へ記載しなければならない。  5. 交通安全法令の遵守	諸基準類との統一△
1	1	1	38	8 1	4	(3)	受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安	1	1	_	39	5	2	5.	交通女主伝デいらう     受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安	
							全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(令和2年3月 内閣府・国土交通省令第5号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知 昭和37年8月30日)、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について」(道路局長通知 平成 18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明者板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第200号)、「道路工事保安施設設置基準」(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)及び「Ⅲ付表 1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。								全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(令和3年9月 内閣府・国土交通省令第4号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知 昭和37年8月30日)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」(道路局長通知 平成18年3月31日 国道和37号・国道国防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道和38号・国道国防第206号)、「道路工事保安施設設置基準」(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)及び「Ⅲ付表・1.道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。	諸基準類との統一△
L			<u> </u>	$\bot$				$\vdash$	1	-+	-	1	1		6. 工事用道路使用の責任	諸基準類との統一△
1	1	1	38	8 1	8	(7)	発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者 の責任において使用するものとする。	1	1	1	39	6	2	6.	発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者 の責任において使用するものとする	諸基準類との統一△
								1	1	1	39	7	1 2	7.	7. 工事用道路共用時の処置 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定め がある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者 と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものと する。	諸基準類との統一〇
1	1	1	30	8 1	6	(E)	受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場	-	1		_	8	1 2	Q	8. 工事用道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場	諸基準類との統一△
1	1	1				(3)	文件有は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	1	1	1	J	J	۵		文任有は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	
1	1	1	38	8 1	10	(9)	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料 又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及 び何らかの理由により交通影導警備員を配置しないで建設作業を 中断するときには、一般の交通に使用される路面から全ての設備 その他の障害物を撤去しなければならない。	1	1	1	39		1		公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	諸基準類との統一〇
$\vdash$			$\vdash$	+				H								
													-			

Ι	=	上木	江	事共	通仕様書	(本)	文)									
					_	旧	(令和4年10月版)			T			1	新(	(令和5年10月版)	
編	章	節	条』	項 項 下	編早即余		現行条文	編	章	節	条	項	項 以 下		新条文	改定理由
								1	1		39	10	1		10. 水上輸送	諸基準類との統一〇
								1	1	1	39	10	2	10.	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	諸基準類との統一〇
								1	1		3 <mark>9</mark>		1		11. 作業区域の標示等	諸基準類との統一○
1	1	1	38	4 2		(1)	受注者は、作業船等が船舶の輻輳(ふくそう)している区域を航行する場合は、作業区域への航行船舶の進入等を十分注意し、事故防止に努めなければならない。	1	1	1	39	11	2		受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者 への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、 作業船等が船舶の輻輳(ふくそう)している区域を航行またはえい 航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければな らない。	諸基準類との統一○
								1	1	1	39		1		12. 水中落下支障物の処置	諸基準類との統一〇
1	1	1	38	4 3		(2)	受注者は、船舶の航行等に支障をきたすような物件を海中に落とした場合は、直ちに取り除くか又は標識を設置して危険箇所明示し、関係官公署に報告しなければならない。	1	1	1	39	12	2	12.	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれの ある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。	諸基準類との統一〇
								1	1	1	39	12	3		なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び工事監督員へ連絡しなければならない	諸基準類との統一〇
H								1	1	1	3 <mark>9</mark>	13	1		13. 作業船舶機械が草時の処理	諸基準類との統一〇
1	1	1	38	4 4		(3)	受注者は、航行中作業船舶が事故又は故障を起こした場合は、速 やかに適切な措置を講じ、関係官公署に報告しなければならな い。	1	1	1	39	13	2		受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び工事監督員へ連絡しなければならない。	諸基準類との統一○
H								1	1	1	39	14	1		14. 通行許可	諸基準類との統一〇
								1	1	1	39	14	2	14.	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行音可または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和4年1月改正政令第16号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和4年4月改正法律第32号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸基準類との統一○
1	1	1	38	7 1			7. 不法無線局及び無線局の運用違反対策	1	1	1	3 <mark>9</mark>	15	1		15. 不法無線局及び無線局の運用違反対策	項目番号の変更△
1	-	_	38	2 1			2. 交通規制等	1	1	1	3 <mark>9</mark>	16	1		16. 交通規制等	項目番号の変更△
1		1	38	3 2			3. 交通誘導警備員の資格 受注者は、市街地(人口集中地区及び準人口集中地区)及び公安 委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る 工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各 号の規定によらなければならない。	1	1		39	17 17	2		17. 交通誘導警備員の資格 受注者は、市街地(人口集中地区 (DID地区) 及びこれに準じる 地区) 及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要と する路線に係る工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。	項目番号の変更△ 表現の変更△
1	1	1	38	5 1			5. 児童の安全対策	1	1	1	39	18	1		18. 児童の安全対策	項目番号の変更△
1	1	1	38	6 1			6. 老人又は身体障害者対策	1	1	1	3 <mark>9</mark>	19	1		19. 老人または身体障害者対策	項目番号の変更△
								1	1	1	40	1			施設管理 受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第32条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について工事監督員と協議できる。	適用すべき諸基準の追加〇 適用すべき諸基準の追加〇
												2			なお、当該協議事項は、契約書第8条の規定に基づき処理させる ものとする。	適用すべき諸基準の追加〇
1	1	1	39				諸法令の遵守	1	1	1	41				諸法令の遵守	項目番号の変更△
1	1	1	39	1 2		(1)	地方自治法(令和3年6月改正 法律第54号)	1	1	1	41	1	2	(1)	地方自治法(令和4年12月改正 法律第101号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	-	39	1 9			雇用保険法(令和3年6月改正 法律第58号)	1	1	1	41	1	9	, ,	雇用保険法(令和4年3月改正 法律第12号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 13	1	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和2年3月改正 法律第14号)	1	1	1	41	1	13	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 10	1	(15)	道路交通法(令和2年6月改正 法律第52号)	1	1	1	41	1	16	3 (15)	道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 13			道路運送車両法(令和3年5月改正 法律第37号)	1	1	1	41	1	18		道路運送車両法(令和4年3月改正 法律第4号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 2		(22)		1	1	1	41	1	23		港湾法(令和4年3月改正 法律第7号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 2			水路業務法(平成30年12月改正 法律第95号)	1	1	1	41	1	25		水路業務法(令和4年6月改正 法律第68号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 2		(26)	下水道法(令和3年5月改正 法律第31号) 航空法(令和3年6月改正 法律第65号)	1	1	1	41 41	1	27	` '	下水道法(令和4年6月改正 法律第44号) 航空法(令和4年6月改正 法律第62号)	諸法令の改定にともなう変更△ 諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 4			制定法(〒和3年6月以正 法律第00万) 電気事業法(令和2年6月改正 法律第49号)	1	1	1	41	1	42		加達法(守和4年6月改正 法律第02号) 電気事業法(令和4年6月改正 法律第74号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 4			建築基準法(令和3年5月改正 法律第44号)	1	1	1	41	1	45		建築基準法(令和4年5月改正 法律第55号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 6		(62)	空港法(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	41	1	63	3 (62)	空港法(令和4年6月改正 法律第62号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 6	-	(66)	資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	41	1	67	7 (66)	資源の有効な利用の促進に関する法律( <del>令和4年5</del> 月改正 法律第46号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 69	1	(68)	職業安定法(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	41	1	69	(68)	職業安定法(令和4年3月改正 法律第12号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 70			所得税法(令和3年6月改正 法律第37号)	1	1	1	41	1	70	` '	所得税法(令和4年6月改正 法律第71号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 7		(73)	電波法(令和3年3月改正 法律第19号)	1	1	1	41	1	74	4 (73)	電波法(令和4年6月改正 法律第70号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	_	39	1 7			土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和2年6月改正 法律第42号)	1	1	1	41	1	75 76	` '	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和4年4月改正 法律第32号)	諸法令の改定にともなう変更△
1			39	1 7			労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和3年6月改正 法律 第58号)	1	1	1	41	1		, ,	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年3月改正 法律 第12号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 8		(81)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)	1	1	1	41	1	82	2 (81)	個人情報の保護に関する法律(令和4年5月改正 法律第54号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 8			都市計画法(令和3年5月改正 法律第31号)	1	1	1	41	1	84		都市計画法(令和4年11月改正 法律第87号)	諸法令の改定にともなう変更△
1		1	39	1 8			土地収用法(令和3年6月改正 法律第65号)	1	1	1	41	1	85		土地収用法(令和3年6月改正 法律第63号)	諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39	1 8	,	(86)	民法(令和3年5月改正 法律第37号) 地方税法(令和3年4月改正 法律第1号)	1	1	1	41	1	86	7 (86)	民法(令和4年12月改正 法律第102号) 地方稅法(令和6年3月改正 法律第1号)	諸法令の改定にともなう変更△ 諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	39 39	1 8	; <u> </u>		電気通信事業法(令和3年6月改正 法律第75号) 受注者は、諸法令に違反した場合発生することが予想される責務	1	1	1	41	2	88			諸法令の改定にともなう変更△
1	1	1	טט	2 1		2.	受圧者は、諸法令に違文した場合発生することか予想される資務 が、発注者に及ばないようにしなければならない。	1	1	1	41	4	1	2.	受注者は、諸法令 <mark>を遵守し、これ</mark> に違反した場合発生するであろう 責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。	諸基準類との統一△

Ι	<u></u>	:木	工事	共道	<b>通仕様書(本)</b>	文)									
<u> </u>					旧(	(令和4年10月版)							新(	(令和5年10月版)	
編	章〔	節	項	項 以 下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	1	1 3	3	1	3.	受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判 明した場合には、直ちに工事監督員に報告し、確認を求めなけれ ばならない。	1	1	1	41	3	1	3.	受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判 明した場合には、速やかに工事監督員と協議しなければならない。	表現の変更△
1	1	1 4	)			官公庁等への手続き等	1	1	1	42				官公庁等への手続き等	項目番号の変更△
1	1	1 4	1			施工時期及び施工時間の変更	1	1	1	43				施工時期及び施工時間の変更	項目番号の変更△
1	1	1 4	2			工事測量	1	1	1	44				工事測量	項目番号の変更△
1	1	1 4	3			提出書類	1	1	1	45				提出書類	項目番号の変更△
1	1	1 4	4			天災及びその他不可抗力による損害	1	1	1	46				天災及びその他不可抗力による損害	項目番号の変更△
1		1 4	-			特許権等	1	1	1	47				特許権等	項目番号の変更△
1		1 4	-			保険の付保及び事故の補償	1	1	1	48				保険の付保及び事故の補償	項目番号の変更△
1	_	1 4				法定外の労災保険の付保	1	1		49				法定外の労災保険の付保	項目番号の変更△
1	-	1 4	+-			社内検査	1	1	1	50				社内検査	項目番号の変更△
1	1	1 4				道産品の使用	1	1	1	51				道産品の使用	項目番号の変更△
1		1 5				環境物品等の使用	1	1		52 53				環境物品等の使用	項目番号の変更△
1	1	1 5 1 5	-	3		季節労働者等の雇用 技能士の活用	1	1	1	54				季節労働者等の雇用 技能士の活用	項目番号の変更△ 項目番号の変更△
1	-	1 5		J		表1-5 評価対象技能士一覧表	1	1	1	54	4			表1-6 評価対象技能士一覧表	表番号の変更△
1	-	1 5	-			起終点杭又は竣功杭の設置	1	1		55	7			起終点杭または竣功杭の設置	項目番号の変更△
1		1 5	+			工事特性・創意工夫・社会性等	1	1		56				工事特性・創意工夫・社会性等	項目番号の変更△
1		1 5				特定外来生物(植物)について	1	1	_	57				特定外来生物(植物)について	項目番号の変更△
1		1 5				暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	1	1	1	58				暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	項目番号の変更△
1		1 5	-			北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進	1	1	_	59				北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進	項目番号の変更△
							1	1	1	60				ワンデーレスポンス・労働環境改善プロジェクト	特記仕様書から移行△
							1	1	1	60	1	1	1.	「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」若しくは「翌日まで」に回答するよう対応することである。ただし、一両日の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らか回答を「その日のうち」若しくは「翌日まで」に行うことである。	特記仕様書から移行◎
							1	1	1	60	2	1	2.	受注者は、必要に応じて施工協議簿に協議事項と併せて回答期限を記載すること。	特記仕様書から移行◎
							1	1	1	60	3	1	3.	発注者・受注者双方の労働環境改善に向けて、発注者は災害対応など非常時等は除き以下の取組を行っているので、受注者も賛同されたい。	特記仕様書から移行◎
							1	1	1	60	3	2	1	月曜日を期限とした依頼を金曜日に行わない。	特記仕様書から移行◎
							1	1	1	60	3	3		昼休み時間や17時以降の打合せを行わない。	特記仕様書から移行◎
1	1				様式集	工事施工協議簿	1	1	1	60	4	1	4.	受注者は取組効果・課題等の把握を目的としたアンケート調査を実施する場合は協力されたい。	特記仕様書から移行◎ 廃止○
1	1	1			なべ、果		1	2	5	1	1	8	(7)	JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化ス	-
							1	2	Ü	1	1	Ü	(1)	ラグ骨材)	追加〇
1	2	5 1	1	8	(7)	JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)	1	2	5	1	1	9	(8)	JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)	項目番号の変更△
1	2	5 1	1	9	(8)	JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材II)	1	2	5	1	1	10	(9)	JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材1)	項目番号の変更△
1		5 1		10		JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート附属書A: レディーミクストコンクリート用骨材)			5	1	1	11		JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート附属書A:レディーミクストコンクリート用骨材)	項目番号の変更△
	2 8			1	5.	急結剤は、「コンクリート標準示方書 (規準編) JSCE-D 102-2013吹付コンクリート (モルタル) 用急結剤品質規格 (穀)」(土木学会、平成30年10月)の規格に適合するものとする。				3	5	1	5.	急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定] JSCE- D 102-2018吹付コンクリート (モルタル) 用急結剤品質規格(案) 」(土木学会、2018年10月) の規格に適合するものとする。	諸基準類の改定にともなう変更 △
1	2 1	.0 3		1		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている 特定化学物質を含まないものとし、表2-35、2-36、2-37の規 格に適合するものとする。		2	10	3		1		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令 (令和4年2月改正 政令第51号) に規定されている特定化学物質を含まないものとし、 表2-35、2-36、2-37の規格に適合するものとする。	
1	2 1	.1 1	7	1	7.	芝串は長さ20cm程度の竹、柳、又は割木で折れにくいものとする。	1	2	11	1	7	1	7.	芝串は長さ18cm程度の竹、柳、または割木で折れにくいものとする。	実態を考慮し変更◎
	3			1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。			2			1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。	表現の変更△
1	3 :			12		日本東夜注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針(平成元年6月)	1		2	1		12		日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針(平成元年6月)	Δ
1	3 :			14		環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成31年3月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)	1	3	2	1		14		環境省 水質汚濁に係わる環境基準 (環境省告示第62号) (令和3年 10月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成25年10月	Δ
													. ,	)	誤稙△
1	3 :	2 1	1	46	(45)	土木学会 コンクリート標準示方書 規準編 (平成30年10月)	1		2			46		土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編 2018年制定 (平成30年10月) 地盤工学会 地山補強十工法設計・施工マニュアル (平成23年8月	Δ
	3 :	2 1	_	47	(AE)	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル	1					48		地盤上字会 地口補強土上法設計・施上マニュアル (平成23年8月) ) 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニ	0
						検討委員会 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル (暫定版) (平成22年3月)								ュアル <mark>次訂</mark> 委員会 建設工事における自然由来重金属等含有岩石 ・土壌への対応マニュアル (2023 年版) (令和5年3月)	諸基準類の改定にともなう変更 △
	3 :			48		厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月)	1		2	1		49		厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月)	項目番号の変更△
$\vdash$	3 3		- A	49		国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)	1	_	3	1	A	5 <mark>0</mark>		国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月) 交通量が非常に多い区間	項目番号の変更△ 誤植△
+	3 :	-	-			交通量が非常に多い期間 試験方法は、土壌及び作物栄養の診断基準(北海道立中央農業試験 場、北海道農政部農業攻良課)及び肥料分析法(農林水産省農業環	1	-			16	1	,,,,	試験方法は、土壌・作物栄養診断のための分析法2012 (北海道 立総合研究機構農業研究本部) 及び肥料分析法 (農林水産省農業環	誤植△ 諸基準類の改定にともなう変更 ○
1	3 4	4 5	20	1	20.	境技術研究所)、またはこれらと同等の試験方法による。 受注者は、泥水処理を行うに当たり、水質汚濁に係わる環境基準に ついて(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処	1	3	4	5	20	1	20.	境技術研究所、またはこれらと同等の試験方法による。 受注者は、泥水処理を行うに当たり、水質汚濁に係わる環境基準( 環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わ	表現の変更△
Ш						理を行わなければならない。							1	なければならない。	

1   1   2   2	Ι	=	七才	ζJ	二事	共近	<b> </b>	·	1									
# 2						頂	旧	(令和4年10月版) T				1		T	佰	新(	令和5年10月版)	⊒ <i>[</i>
### International Control Applications of Control Appl	編	章	節	条	項			現行条文	編	章	節	条	項	Ĭ	<sup>唄</sup> 以 下		新条文	改定埋田
「記す (1997)   1.0   1	1	3	6	5	2	1	2. (10)	理混合物を敷均したときの混合物の温度は110°C以上、また、1 層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、工事監督員と協議の	1	3	6	5	2	1	11		理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して工事監督員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定す	
1	1	3	10	1	1	1	1.	工、土留・仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工 (壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設 工、作業ヤード整備工、電力設備工、用水設備工、コンクリート 製造設備工、橋梁足場等設備工、トンネル仮設備工、シェッド仮 設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設 工、除雪工、雪寒施設工その他これらに類する工種ごついて定め	1	3	10	1	1		1		工、土留・仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工 (壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設 工、作業ヤード整備工、電力設備工、用水設備工、コンクリート 製造設備工、橋梁足場等設備工、トンネル仮設備工、シェッド仮 設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁坊止工、防護施設 工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工、その他これらに	諸基準類の改定にともなう追加 ○
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1									1	1		25			1			
1														Į.	1		<u>5.</u>	
1	1	-+	-+			1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下 記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に 相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、	1	-	-	1			1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、	
	1	4	3	2	6	1	6.	には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならな	1	4	3	2	6		1		には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めな	条文の追加
1   1   2   2   3   1   3   3   5   4   5   5   5   5   5   5   5   5	1	4	3	3	11	1	11.	及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないよう に努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当	1	4	3	3	11	-	1		及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑が かからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土 盛土の施工に当たっても、一般道を運搬に利用する場合も同様と	条文の追加△
1   1   2   2   3   1   1   1   1   1   1   1   1   1	1	4	3	7	2	1	2.		1	4	3	7	2		1	2.		条文の追加△
	1	4	4	2	8	1	8.	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合	1	4	4	2	8		1		受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑をかけないようにしなけれ	条文の追加△
1   1   2   2   1   2   1   2   1   2   1   2   1   2   1   2   1   2   1   2   1   2   1   2   1   2   1   2   1   2   1   2   2								び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように つとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当 たっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとす	1	4	4	3	16		1	16.	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及 び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がか からないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛 土の施工に当たっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様と	条文の追加△
1   6   2   1   4   1   4   1   1   1   1   1   1	1	5	2	1		3	(2)	土木学会 コンクリート標準示方書 [施工編] (平成30年3月)	1	5	2	1		2	2	(1)		諸基準類の改定にともなう変更
1   5   2   1   4   1   0   土井寺 コンクリートのボン海工部(中部の押削)   1   5   2   1   4   1   0   土井寺 地口の中でボンツ国工部(中部の	1	5	2	1		2	(1)	土木学会 コンクリート標準示方書 [設計編] (平成30年3月)	1	5	2	1		;	3	(2)	土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2017年制定]	☆ 諸基準類の改定にともなう変更 ^
1   5   3   1   5	1	5	2	1		4	(3)	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(平成24年6月)	1	5	2	1		4	4	* *	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] (平成24	ー 諸基準類の改定にともなう変更 △
1   5   3   2   2   2   2   2   2   2   2   2	1	5	2	1		6	(5)	土木学会 鉄筋定着・継手指針(令和2年3月)	1	5	2	1		(	6	(5)	土木学会 鉄筋定着・継手指針 [2020年制定] (令和2年3月)	諸基準類の改定にともなう変更 △
	$\vdash$	-+	_					表5-1 コンクリートの標準配合条件	1	5	-	+	+				表5-1 コンクリートの標準配合条件	標準配合の追加◎
・	1	5	3	2	2	2	2. (1)	一部を改正する法律(平成30年5月30日公布 法律第33号))に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技工スはコンクリート技士の資格(代社)日本コンクリート工学協会認定)をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者)が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理等を余銭の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から原則選定し、JISA 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いな	1	5	3	2	2	6 4	2		令和4年6月改正法律68号))に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格(代)日本コンクリート工学協会認定)をもつ技術者あるびいまたれらと同等以上の技術者)が常駐しており、配合設計及び、品質管理等をより適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から原則選定し、JISA 5308(レディーミクストコンクリ	諸法令類の改訂に伴う修正△
は、それぞれJIS A 1119(ミュサで練り混ぜたコンクリート中の モルタルの遊及び組合材量の遊の薄頭が治)及び土木学会 連続 ミキサの維りまぜ性語が繋がた(袋)により練りまぜ生語が繋を 行わなければならない。  1 5 3 5 2 1 2 2 2 登述者は、コンクリートの練りまぜにおいて、JIS A 8603-1 (コ ) ノクリートミキサー第1部:用語及び牡蜂項目、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部:網路及び牡蜂項目、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部:網路及び牡蜂項目、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部:網路及び牡蜂項目、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部:網路及び牡蜂項目、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部:網路との統一の となった。ただし、受法者は、機械練りから下下節で ない。ただし、受法者は、機械があった下節をつって違いるものとするが、工事監督員 の承話を得なければならない。 1 5 3 5 4 1 4 4 2 2 2 3 3 5 4 1 4 4 3 2 3 5 4 1 4 4 3 4 3 3 5 4 1 4 4 3 4 3 5 4 4 1 4 4 3 4 3 5 4 4 1 4 4 3 5 5 4 5 4 1 4 4 3 5 5 4 5 6 1 4 5 6 3 5 6 1 5 6 2 2 4 3 5 8 1 5 8 5 8 1 8 5 5 7 8 1 8 5 8 1 8 5 5 7 9 8 1 8 5 5 7 9 8 1 8 5 5 7 9 8 1 8 5 5 7 9 8 1 8 5 5 7 9 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 8 1 8 5 5 7 9 9 8 9 8 9 8 8 8 5 7 9 9 9 9 9 9 8 8 8 8 5 7 9 9 9 9 9 9 8 8 8 8 5 7 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	1	5	3	2	2	ω	2. (2)	一部を改正する法律(平成30年5月30日公布 法律第33号))に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確	1	5	3	2	2		3		令和4年6月改正法律68号))に基づき国に登録された民間の第三 者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証 を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見当たらな い場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリ ートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監	諸法令類の改訂に伴う修正△
シクリートミキサー第1部: 用語及び牡練項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部: 練混 世性能診験が法) に適合するが、文正は同等以上の性能を有する。 またし、機械練りが不可能でかい簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、砂場合は、手練りで行う場合には、受注者は、砂場合は、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して工事監督員に協議しなければならない。 ただし、機械練りによって定めるものとする。 そむを得 は、設計図書に関して工事監督員に協議しなければならない。 では、表別・単時間は、影響練りによって定めるものとする。 そむを得 は、設計図書に関して事監を測していればならない。 ではを持ず、練混せ時間を試験を行わない場合は、その最小時間を可領式ペッチミキサーを用いる場合自分の移、強制練りバッチミキサーを用いる場合自分とするものとする。	1	5	3	5	1	1	1.	は、それぞれJIS A 1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中の モルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)及び土木学会 連続 ミキサの練りまぜ性能試験方法(案)により練りまぜ性能試験を	1	5	3	5	1		1			諸基準類との統一〇
ず、練りませ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。       。やむを得ず、練尾せ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。         1 5 3 5 6 1       6. 受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終った後でなけれしない。         1 5 3 5 8 1       8. ミキサーは、練上りコンクリートを排出するときに材料の分離を       1 5 3 5 8 1         8. ミキサーは、練上りコンクリートを排出するときに材料の分離を起きまますの変更       ままりコンクリートを排出する時に材料の分離を起きますの変更	1	5	3	5	2	1	2.	受注者は、コンクリートの練りまぜにおいて、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー第1部: 用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部: 練混ぜ性能試験方法) に適合するか又は同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、受注者は、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合は、手練りで行うことができるものとするが、工事監督員	1	5	3	5	3		1		び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部: 練混せ性能試験方法) に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は	表現の変更△
一内にあらたに材料を投入しなければならない。	1	5	3	5	4	1	4.	ず、練りませ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾 式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキ	1	5	3	5	4	:	1		。やむを得ず、練足世時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッ	表現の変更△
	1	5	3	5	6	1	6.		1	5	3	5	6		1	6.		表現の変更△
-	1	5	3	5	8	1	8.	ミキサーは、練上りコンクリートを排出するときに材料の分離を 起こさない構造のものとする。	1	5	3	5	8		1	8.	ミキサーは、練上りコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。	表現の変更△

Ι	-	土	木_	工事	共	<b>通仕様書(本)</b>	文)									
		ı	1		_	旧	(令和4年10月版)		1				_	新(	令和5年10月版)	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
1	5	3	7	7	1	7.	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(楽)5章 圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これによりがたい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。		5	3	7	7	1	7.	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] 5章 圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	
1	5	5	2	2	1	2.	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、コンクリート標準示方書 [設計編] 本編第13章 鉄筋コンクリートの前堤、【標準編】標準7編第2章鉄筋コンクリートの前堤の規定による。これによりがたい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。		5	5	2	2	1	2.	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)[2017年制定] 本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、【標準編】標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2018年3月)の規定による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう変更 △
1	5	5	4	8	2	8. (1) イ	機械式鉄筋維手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋維手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従った施工管理を行わなければならない。		5	5	4	8	4	8. (1) イ	機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針[2020年制定](令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時に1種を適用している場合は、設計時の信頼度に従った施工管理を行わなければならない。	諸基準類の改定にともなう変更 △
2	1	1	1	4	1	4.	受注者は、河川工事の仮締切、瀬替等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。		1	1	1	4	1	4.	受注者は、河川工事の仮締切、瀬替之等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。	誤植△
2	1	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂防技術基準(令和3年4月)	2	1	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂坊技術基準(令和4年6月)	諸基準類の改定にともなう変更 △
2	3	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂防技術基準(令和3年4月)	2	3	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂坊技術基準(令和4年6月)	諸基準類の改定にともなう変更
2	3	2	1		8	(6)	国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和3年3月)	2	3	2	1		8	(6)	国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和4年3月)	ー 諸基準類の改定にともなう変更 ∧
2	4	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂防技術基準(令和3年4月)	2	4	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂防技術基準(令和4年6月)	□ 諸基準類の改定にともなう変更
2	5	2	1		6	(4)	国土交通省 河川砂防技術基準(令和3年4月)	2	5	2	1		6	(4)	国土交通省 河川砂坊技術基準(令和4年6月)	△ 諸基準類の改定にともなう変更
2	6	2	1		5	(3)	国土交通省 河川砂防技術基準(令和3年4月)	2	6	2	1		5	(3)	国土交通省 河川砂坊技術基準(令和4年6月)	△ 諸基準類の改定にともなう変更
2	7	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂防技術基準(令和3年4月)	2	7	2	1		4	(2)	国土交通省 河川砂防技術基準(令和4年6月)	△ 諸基準類の改定にともなう変更
4	1	2	1		3	(1)	土木学会 コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編	4	1	2	1		3	(1)	土木学会 コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編)	△ 諸基準類の改定にともなう変更
4	1				4	(2)	(平成25年10月) 十大学会 コンクリート標準示方書「施工編」(平成30年3月)	4	1	2	1		4	(2)	[2013年制定] (平成25年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2017年制定]	△ 諸基準類の改定にともなう変更
4	2				3	, ,	国土交通省 河川砂坊技術基準(令和3年4月)	4		2	1		3		(平成30年3月) 国土交通省 河川砂坊技術基準(令和4年6月)	△ 諸基準類の改定にともなう変更
5					2	(1)	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図				1		2	(1)	また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図	△
							書の規定に従うものとし、疑義がある場合は <u>工事監督員</u> に確認を 求めなければならない。								書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を 求めなければならない。	
5	1				12		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (改訂版第3版) (平成25年10月)	5		2			12		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成25年10月)	諸基準類の改定にともなう変更 △
5	1		1		19	(17)	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成16年12月)	5		2			19	(17)	日本建設機 <mark>械施工</mark> 協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成16年12月)	誤植△
5	2	7	2	13	1		芝串芝串は、長さ20cm程度の竹、割木などの根付けがないものを使用するものとする。	5	2	7	2	13	1		芝串は、長さ18cm程度の竹、割木などの根付けがないものを使用するものとする。	実態を考慮し変更◎
5	2	7	3	1	1	1.	区画線工の施工については、1-3-3-12 区画線工 の規定によるものとする。	5	2	7	3	1	1	1.	区画線工の施工にあたっては、「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」及び $1-3-3-12$ 区画線工 の規定によるものとする	諸基準類との統一〇
5	2	7	3	2	1	2.	区画線について設計図書に示されていない事項は、道路標識・区 画線及び道路標示に関する命令により施工するものとする。	5	2	7	3	2	1	2.	区画線について設計図書に示されていない事項は、「道路標識、 区画線及び道路標示に関する命令」により施工するものとする。	誤植△
5	4	8	4	4	4	4. (3)	内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJISZ2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) の資格を有した者でなければならない。なお、資格証明書(写)を施工計画書に添付しなければならない。		4	8	4	4	4	4. (3)	内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊武験技術者の資格及び認証) に基づくレベル2以上の有資格者とする。なお、資格証明書(写)を施工計画書に添付しなければならない。	
5	5	4	5	2	2	2. (1)	なお、接着剤の試験方法としては、JSCE-HI01-2013 プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(紫)(土木学会コンクリート標準示方書 [規準編])によるものとする。	5	5	4	5	2	2	2. (1)	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編) [2018年制定]」(土木学会、2018年10月) における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう変更 〇
5	6	2	1		6	(4)	土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説 (平成28年8月)	5	6	2	1		6	(4)	土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説[2016年制定] (平成28年8月)	諸基準類の改定にともなう変更
5	6	2	1		7	(5)	土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説 (平成28年8月)	5	6	2	1		7	(5)	***************************************	☆ 諸基準類の改定にともなう変更 ∧
5	6	2	1		8	(6)	土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 (平成28年8月)	5	6	2	1		8	(6)	1 (平成26年6月) 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	△ 諸基準類の改定にともなう変更 ^
5	6	5	3	6	1	6.	受注者は、麦型枠の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。 麦型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。 また、 溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。		6	5	3	6	1	6.	受注者は、つま型枠の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。 妻型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。 また、 溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。	表現の変更△
5	8	2	1		15	(13)	土木学会 コンクリート標準示方書 [設計編] (平成30年3月)	5	8	2	1		15	(13)	土木学会 コンクリート標準示方書 [設計編] [2017年制定] (平成30年3月)	諸基準類の改定にともなう変更 △
5	8	2	1		16	(14)	土木学会 コンクリート標準示方書 [施工編] (平成30年3月)	5	8	2	1		16	(14)	土木学会 コンクリート標準示方書 [施工編] [2017年制定] (平成30年3月)	品基準類の改定にともなう変更 △
5	12	7	4		1		受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、又は土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。		12	7	4		1		受注者は、路肩整正の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	誤植△
5	12	8	3	2	1	2.	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定についてによるものとし、各樹種の特性および施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について工事監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。		12	8	3	2	1	2.	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について(厚生労働省令和年1月)によるものとし、各樹種の特性および施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について工事監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	
5	13	6	17	30	1	30.	超音波探傷が験の検査技術者は、(一社) 日本非破壊検査協会 「NDIS0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以 上の有資格者とする。	5	13	6	17	30	1	30.	超音波探傷試験の検査技術者は、JIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及U認証) に規定するレベル2以上の有資格者とする。	諸基準類の改定にともなう変更 ⑤
8	1	4	2	4	1	4.	受注者は、小規模態均し・締固めにあたり、盛土箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上がり厚を30cm以下を基本とし、各層ごとに締固めを施工しなければならない。	8	1	4	2	4	1	4.	受注者は、小規模敷均し・締固めにあたり、盛土箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上がり厚を30cm以下を基本とし、各層ごとに締固めをしなければならない。	表現の変更△
		_														

Ι	-	士フ	桛□	匚事	共ì	<b>通仕様書(本)</b>		1						dam.	(A. c A II limb	mt i liveri l
					項	編章節条	(令和4年10月版) 						項		(令和5年10月版)	改定理由
編	章			項	以 下	編早即余 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	以 下	編章節条 (項目見出し)	新条文	
8	1	5	1	2	2	2.	なお、植物の生育にふさわしい地盤とは、透水性・保水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害をおよぼす有害物質を含まず、植物の生育に適した酸度および養分を有している土壌で構成する地盤をいう。参考として、対象とする造成厚は有効土層の確保のため、一般的には次のとおりである。低木~高木 60cm~150cm 地被及草花 15cm~30cm		1	5	1	2	2	2.	なお、植物の生育にふさわしい地盤とは、透水性・保水性を合わ せ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さ を有するとともに、根の伸長に障害をおよぼす有害物質を含まず 、植物の生育に適した酸度および養分を有している土壌で構成す る地盤をいう。	諸基準類との統一による削除◎
8	1	5	1	3	2	3.	なお、これに示されていない場合は、工事着手前に、工事監督員 と協議の上、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければな らない。		1	5	1	3	2	3.	なお、これに示されていない場合は、工事着手前に、工事監督員 と協議のうえ、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければ ならない。	表現の変更△
8	1	5	2	2	9	2. (8)	受注者は、設計図書に示された支給品を用いる場合は、工事監督員と協議しなければならない。	8	1	5	2	2	9	2. (8)	受注者は、設計図書に示された支給品を用いるものとするが、これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。	表現の変更△
8	1	5	2	3	4	3. (3)	肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標、又は商品名・種類(成分表)・製造年月日・製造業者・容量を明示するものとする。	8	1	5	2	3	4	3. (3)	肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標、または商品名・種類(成分表)・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。	表現の変更△
8	1	5	4	4	1	4.	心土破砕は、土壌硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破砕し、土質を改良するものである。	8	1	5	4	4	1	4.	心士破砕は、土壌硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破砕し、土質を改善するものである。	表現の変更△
8	1	5	4	7	2	7.	また、受注者は、耕起回数が設定しがたい場合は、試験施工を行い、工事監督員と協議の上、回数設定を行わなければならない。	8	1	5	4	7	2	7.	また、受注者は、耕起回数が設定しがたい場合は、試験施工を行い、工事監督員と協議のうえ、回数設定を行わなければならない。	表現の変更△
8	1	5	6	1	3	1. (2)	受注者は、敷き均した表士と下層士とのなじみを良くするため、 粗造成面をあらかじめ耕起し、植物の生育に有害なものを取り除いた上で、設計図書に示された仕上がり厚となるようにしなければならない。	8	1	5	6	1	3	1. (2)	受注者は、敷き均した表土と下層土とのなじみを良くするため、 粗造成面をあらかじめ耕起し、植物の生育に有害なものを取り除いたうえで、設計図書に示された仕上がり厚となるようにしなければならない。	表現の変更△
8	1	5	6	3	1	3.	受注者は、流用表土盛土および発生表土盛土、採取表土盛土、購入表土盛土の搬入時に、表土の品質の確認を行わなければならない。		1	5	6	3	1	3.	受注者は、流用表土および発生表土、採取表土、購入表土の搬入 時に、表土の品質の確認を行わなければならない。	表現の変更△
8	1	6	3	5	1	5.	受注者は、埋設ネットおよび被覆ネットの施工については、下記の事項により施工しなければならない。	8	1	6	3	5	1	5.	受注者は、法面ネットの施工については、下記の事項により施工しなければならない。	表現の変更◎
8	1	6	3	5	4	5. (3)	なお、軟質な土壌で固定できない場合は、アンカー長、本数を工事監督員と協議しなければならない。	8	1	6	3	5	4	5. (3)	なお、軟質な土壌で固定できない場合は、工事監督員と協議しな ければならない。	表現の変更◎
8	1	8	1	1	1	1.	本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁 壁工、場所打小型練壁工、コンクリートブロック工、緑化ブロッ クエ、石積工、建築用ブロックウォール、れんがウォール、小舗 石ウォール、平石張ウォールその他これらに類する工種について 定めるものとする。		1	8	1	1	1	1.	本節は、擁壁工として作業土工、場所打練壁工、プレキャスト擁壁工、構強土壁工、場所打小型擁壁工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積工、建築用ブロックウォール、れんがウォール、小舗石ウォール、平石張ウォールその他これらに類する工種について定めるものとする。	条文の追加〇
8	1	8	1	2	1	2.	受注者は、擁護工の施工については、道路土工-擁護工指針 5- 11 施工一般 及び 土木構造物標準設計 第2巻解説書 4.3 施工 上の注意事項 の規定によらなければならない。	8	1	8	1	2	1	2.	受注者は、擁壁工の施工については、道路土工-擁壁工指針 5- 11・6-10 施工一般 及び 土木構造物標準設計 第2巻解説書 4.3 施工上の注意事項 の規定によらなければならない。	諸基準類との統一○
8				5	1	5.	受注者は水抜きパイプは、設計図書に示されていない場合は、2 ㎡に1箇所を標準とし、地盤面又はL.W.L面から2/3の高さの間に千鳥に配置するものとする。	8		8	1	5	1	5.	受注者は水抜きパイプは、設計図書に示されていない場合は、3 ㎡に1箇所を標準とし、地盤面または、W. L面から2/3の高さ の間に千鳥に配置するものとする。	諸基準類との統一○
8	1	8	2	4	1	4.	受注者は、石材は、産地による色合いその他の特性を備えた品質 良好なものとするほか、下記を参照とする。(JIS A 5003 参照)	8	1	8	2	4	1	4.	受注者は、石材は、産地による色合いその他の特性を備えた品質 良好なものとし、JIS A 5003 (石材) のほか、下記を参照とする。	表現の変更△
8	1	_	-	4	3	4. (1) (x) 4. (2) (4)		8	+	8		4	2	4. (1) (1) 4. (2) (1)		諸基準類との統一(表) 諸基準類との統一(表)
8	1	8	9	1	1	,,,,,,	受注者は、石積工の施工については、下記の事項により施工しな ければならない。	8	1	1		1	1		受注者は、石積工の施工については、以下の事項により施工しなければならない。	表現の変更△
8	1	8	9	12	1	12.	受注者は、練石積工の伸縮目地および水抜管の施工については、下記の事項により施工しなければならない。	8	1	8	9	12	1	12.	受注者は、練石積工の伸縮目地および水抜管の施工については、以下の事項により施工しなければならない。	表現の変更△
8	1	8	9	12	4	12. (3)	受注者は、水抜管の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、2㎡以内に1箇所の割合で、千鳥に設置しなければならない。ただし、湧水のある箇所の処理方法については、工事監督員と協議しなければならない。	8	1	8	9	12	4	12. (3)	受注者は、水抜管の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、3 m²以内に1 箇所の割合で、千鳥に設置しなければならない。ただし、湧水のある箇所の処理方法については、工事監督員と協議しなければならない。	諸基準類との統一◎
8	1	8	9	14	1	14.	受注者は、崩れ積の施工については、下記の事項により施工しなければならない。	8	1	8	9	14	1	14.	受注者は、崩れ積の施工については、 <mark>以下</mark> の事項により施工しなければならない。	表現の変更△
8	1	8	9	16	1	16.	受注者は、玉石積の施工については、下記の事項により施工しなければならない。	8	1	8	9	16	1	16.	受注者は、玉石積の施工については、 <mark>以下</mark> の事項により施工しなければならない。	表現の変更△
								8	1	8	9	17	1	17.	受注者は、小端積の施工については、以下の事項により施工しなければならない。	条文の追加〇
8	1	8	9	17	1	17.	野面小端積は、野面小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の 野面小端石材を、小口が見えるように組み合わせて積むもののこ ととし、受注者は、施工については、水平目地を強調し、個々の 石の稜線、石の角に配慮して施工しなければならい。		1	8	9	17	2	17. (1)	小端積は、小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の小端石材 を、小口が見えるように組み合わせて積かもののこととし、受注 者は、施工については、水平目地を強調し、個々の石の稜線、石 の角に配慮して施工しなければならい。	諸基準類の改訂に伴う変更〇
								8	1	8	9	17	3	17. (2)	受注者は、天端石のある場合は、天端石に天端以外の部分に使用 する石よりも大きい石材をできるだけ使用し、稜線が通るように 施工しなければならない。	諸基準類の改訂に伴う変更◎
8	1	8	-	17 18	4	17. (2) 18.	(野面小端積) 図1-12 受注者は、修景割石積の施工については、下記の事項により施工	8	-	1	9	-	4	17. (2) 18.	<ul><li>(小端蘭) 図1−12</li><li>受注者は、修景割石積の施工については、以下の事項により施工</li></ul>	諸基準類の改訂に伴う変更〇
8				20	1	20.	しなければならない。 受注者は、こぶだし石積の施工については、下記の事項により施				9		1		しなければならない。 受注者は、こぶだし石積の施工については、以下の事項により施	表現の変更△
8				21		21.	エしなければならい。 受注者は、割り端積の施工については、下記の事項により施工し	8			9				工しなければならい。 受注者は、割り端積の施工については、以下の事項により施工し	表現の変更△
				22			なければならない。 受注者は、間知石積、雑割石積、割石積の施工については、下記								なければならない。 受注者は、間知石積、雑割石積、割石積の施工については、以下	表現の変更△
8				23	1	23.	の事項により施工しなければならない。 受注者は裏込材の施工については、下記の事項により施工しなけ					23	1		の事項により施工しなければならない。 受注者は裏込材の施工については、以下の事項により施工しなけ	表現の変更△
8	1		1	4	1	4.	ればならない。 受注者は、殻および発生材の受入れ場所および時間について、設 計図書に定めのない場合は、工事監督員の指示を受けなければな								ればならない。	表現の変更△ 条文の削除○
8	1	10	4	1	1	1.	らない。 受注者は、移設工の施工については、下記の事項により施工しな	8	1	10	4	1	1	1.	受注者は、移設工の施工については、 <mark>以下</mark> の事項により施工しな	表現の変更△
8	2	3	2	7	1		ければならない。 芝串は長さ20cm程度の竹、柳、又は割木で折れにくいものとする。	8	2	3	2	7	1	7.	ければならない。 芝串は長き18cm程度の竹、柳、または割木で折れにくいものとする。	実態を考慮し変更◎
								8	2	3	2	7	3	7. (2)	客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。また、これにより難い場合は、工事着手前に、工事監督員と協議しなければならない。	諸基準類との統一◎
8				3	3	3. (2)	肥料は、高度化成肥料を使用するのを原則とし、窒素、燐酸、カリの3成分の配合については、土壌特性及び肥効期間を考慮して決定するものとする。					3	3	3. (2)	肥料は、高度化成肥料を使用するのを原則とし、窒素、リン酸、カリの3成分の配合については、土壌特性及び肥効期間を考慮して決定するものとする。	表現の変更△
8	2	3	7	Ш			草仁種子散布工	8	2	3	7				草花種子散布工	誤植△

Ι	-	上木	:工	事	共证	<b>通仕様書(本)</b>	文)									
				ı	TH.	旧	(令和4年10月版) T					1	TE.	新(	· 令和5年10月版)	改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	
8	2	3	7	1	1	1.	受注者は、草化種子散布工の施工については、1-3-3-7 植生工 の規定により施工するものとする。	8	2	3	7	1	1		受注者は、草 <mark>化</mark> 種子散布工の施工については、1-3-3-7 植生工 の規定により施工するものとする。	誤植△
8	2	3	14	5	2	5.	なお、特に定めない事項については公共建築標準仕様書(機械衛生設備工事編、電気設備工事編)の規定により施工するものとする。	8	2	3	14	5	2		なお、特に定めない事項については公共建築工事標準仕様書(機 械設備工事編、電気設備工事編)の規定により施工するものとす る。	誤植△
8	2	4	1	12	11	12. (10)	受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。	8	2	4	1	12	11	12. (10)	受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。	諸基準類との統一◎
8	2	4	3	3	1	3.	受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘 葉のほか控え木の取り付けを行わなければならない。	8	2	4	3	3	1	3.	受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか支柱の取り付けを行わなければならない。	諸基準類との統一〇
8	2	4	5	3	1	3.	受注者は、根株の根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り払いについては、設計図書によるものとする。	8	2	4	5	3	1	3.	受注者は、根株の根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り払いについては、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、工事監督員と協議することとする。	条文の追加〇
							受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書に示されていない場合は、工事監督員と協議するものとする。			5		3	1		受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、工事監督員と協議するものとする。	表現の変更〇
8	2			1	1	1.	受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に施与時期、施与方法については工事監督員の承諾を得なければならない。	8	2	5	5	1	1		受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に施工時期、施工方法については工事監督員の承諾を得なければならない。	誤植△
8	3	3	5	4	1	4.	受注者は、噴水装置、循環装置、滅菌装置の施工については、下記の事項により施工しなければならない。	8	3	3	5	4	1	4.	受注者は、噴水装置、 <mark>ろ過装置、循環装置、滅菌装置</mark> の施工については、下記の事項により施工しなければならない。	諸基準類との統一〇
8	3	3	5	9	1	9.	受注者は、配管の施工に先立ち、他の設備。類及び機器との関連 事項を詳細に検討し、勾配を考慮して正確に位置を決定しなけれ ばならない。	8	3	3	5	9	1		受注者は、配管の施工に先立ち、他の設備類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して正確に位置を決定しなければならない。	諸基準類との統一△
8	3	3	5	10	2	10. (1)	受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、切りくず、ご みを十分除去してから接合しなければならない。	8	3	3	5	10	2	10. (1)	受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみを十分除去してから接合しなければならない。	諸基準類との統一〇
8	3	3	5	11	1	11.	受注者は、躯体導入部の配管で、不等沈下の恐れがある場合、排水・通気管を除き、フレキシブルジョイントを使用して施工しなければならない。 ただし、排水及び通気配管を除く。	8	3	3	5	11	1	11.	受注者は、建物導入部の配管で、不同沈下の恐れがある場合、公 共建築設備工事標準図(機械設備工事編)建築物導入部の変位吸 収配管要領(一)のフレキシブルジョイントを使用した方法で使 用して施工しなければならない。ただし、排水及び通気配管を除 く。	諸基準類の改訂に伴う変更〇
8	3	3	6	4	1	4.	受注者は、散水栓の設置については、散水栓ボックスの中心に垂直に取り付けなければならない。	8	3	3	6	4	1	4.	受注者は、散水栓の設置については、散水栓ボックスの中心に取り付けなければならない。	諸基準類との統一〇
8	3	3	10	1	1	1.	受注者は、給水管の施工については、下記の事項により施工する ものとする。なお、これに示されていない場合は、工事監督員と 協議の上施工しなければならない。	8	3	3	10	1	1	1.	受注者は、給水管の施工については、下記の事項により施工するものとする。なお、これにより難い場合は、工事監督員と協議のうえ施工しなければならない。	表現の変更△
8	3	3	10	1	2	1. (1)	なお、布設路線に障害がある場合は、曲管を使用することとし、 直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。	8	3	3	10	1	2	1. (1)	なお、布設路線に障害物がある場合は、曲管を使用することとし、直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。	諸基準類との統一△
8	3	3	10	1	4	1. (3)	受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行又は交差する場合は、30cm以上の間隔をおき、布テープになどより防護しなくてはならない。	8	3	3	10	1	4	1. (3)	受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行または交差する 場合は、30cm以上の間隔をおき、布テーブにより防護しなくては ならない。	表現の変更△
								8	3	4	7	1	1	1.	側溝工の施工は、5-1-7-2 側溝工の規定によるものとする。	諸基準類との統一〇
8	3	4	7	1	1	1.	受注者は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不達が生じないようにしなければならない。		3	4	7	2	1		受注者は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式(突 出型、溝型)の関係を損なうことのないようにするとともに、基 確は支持力が均等となるように、かつ不達が生じないようにしな ければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	2	1	2.	受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側又は高い側にソケットを向けなければならない。	8	3	4	7	3	1		受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側または高い 側にソケットを向けなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	3	1	3.	受注者は、管渠工の施工については、基礎の上に通りよく管を据え付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリート又は、固練りモルタルを充填し、空隙が生じないように施工しなけ	8	3	4	7	4	1		受注者は、管渠工の施工については、基礎の上に通りよく管を据え付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリートまたは、固練りモルタルを充填し、空隙が生じないように施工しな	項目番号の変更△
8	3	4	7	4	1	4.	ればならない。 受注者は、桝又はマンホール間においては、管を屈曲してはなら	8	3	4	7	5	1	5.	ければならない。 受注者は、桝またはマンホール間においては、管を屈曲してはな	項目番号の変更△
8	3	4	7	5	1	5.	ない。 受注者は、埋戻し及び盛土の施工に際しては、管渠等を損傷しないように慎重に施工することとし、偏圧のかからないよう、良質	8	3	4	7	6	1	6.	らない。 受注者は、埋戻し及び盛土の施工に際しては、管渠等を損傷しないように慎重に施工することとし、偏圧のかからないよう、良質	
8	3	4	7	6	1	6.	土で左右均一に層状に十分締め固めなければならない。 矢板の抜取りは、管の下半分が十分に締め固められた状態で、し	8	3	4	7	7	1	7.	土で左右均一に層状に十分締め固めなければならない。 矢板の抜取りは、管の下半分が十分に締め固められた状態で、し	- 項目番号の変更△
8	3	4	7	7	1	7.		8	3	4	7	8	1	8.	かも矢板抜取り後に壁面が崩壊することがなくなった時に行う。 受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって	項目番号の変更△
8	3	4	7	8	1	8.	使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。 受注者は、コルゲートパイプの布設につては、5-1-6-11	8	3	4	7	9	1	9.	使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。 受注者は、コルゲートパイプの布設につては、5-1-6-11	項目番号の変更△
8	3	4	7	9	1	9.	コルゲートペイプエにより施工しなければならない。 受注者は、管渠工の施工については、設計図書によるものとし、 現地の状況により示された水路勾配によりがたい場合は、工事監 督員と協議の上指示による勾配で、下流側又は低い側から設置す るとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	8	3	4	7	10	1		コルゲートペイプエ により施工しなければならない。 受注者は、管渠工の施工については、設計図書によるものとし、 現地の状況により示された水路勾配によりがたい場合は、工事監 督員と協議の上指示による勾配で、下流側または低い側から設置 するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しな ければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	10	1	10.	受注者は、管渠にプレキャストボックスを使用する場合は、5-1-6-9 プレキャストカルバートエ により施工しなければならない。	8	3	4	7	11	1	11.	受注者は、管渠にプレキャストボックスを使用する場合は、5-1-6-9 プレキャストカルバートエ により施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	11	1	11.	受注者は、継目地の施工については、付着、水密性を保つように 施工しなければならない。	8	3	4	7	12	1	12.	受注者は、継目地の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	12	1	12.	受注者は、副管及び接続ソケットの施工については、以下の事項 により施工しなければならない。	8	3	4	7	13	1	13.	受注者は、副管及び接続ソケットの施工については、以下の事項 により施工しなければならない。	項目番号の変更△
	3			12	6	12. (5)	受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な造形を設け、一直線に下流側から施工しなければならない。						6	13. (5)	受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な <mark>造</mark> 形を設け、一直線 に下流側から施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	13	1	13.	受注者は、管の継手の施工については、以下の事項により施工しなければならない。	8	3	4	7		1	14.	受注者は、管の継手の施工については、以下の事項により施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	4	7	14	1	14.	受注者は、本管と取付管との接合の施工については、以下の事項により施工しなければならない。	8	3	4			1	15.	受注者は、本管と取付管との接合の施工については、以下の事項により施工しなければならない。	項目番号の変更△
8	3	6	1	2	1	2.	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)、電気設備工事共通仕様書の規定によらなければならない。			6		2	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、公 共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の規定によらなければ ならない。	諸基準類との統一○
								8		6		1	2	1.	JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び 方及び表示の通則)	諸基準類との統一〇
	3	— h	8	1	11 4	1. (3)	JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管) 受注者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、 その屈曲半径は低圧ケーブルに当たっては、仕上がり外径の6倍					1	12		JIS C 8430 (硬質ポリ塩化ビニル電線管) 受注者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、 その屈曲半径は低圧ケーブルに当たっては、単心以外の場合は、	諸基準類との統一〇 諸基準類との統一〇
8	3	7	1	6	1	6.	以上とし、単心の場合は、仕上がり外径の8倍以上としなければならない。 受注者は、転圧については、周辺の低い箇所から始め、高い中央		3	7	1	6	1		仕上がり外径の6倍以上とし、単心の場合は、仕上がり外径の8倍以上としなければならない。 受注者は、転圧については、周辺の低い箇所から始め、高い中央	
Ĺ			-	,		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	部で仕上げ、縦方向、横方向十分に行わなければならない。				•		*	0.	部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。	諸基準類との統一〇

Ι	<u></u>	:木	: [	事共		文)									
						(令和4年10月版)							新(	(令和5年10月版)	改定理由
編	章	節	条項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	
8	3	7	12 2	2 1	2.	受注者は、砕石舗装の施工については、砕石を均一に敷き均し、 散水、転圧及び不陸整正を繰り返し設計図書に示す高さ及び厚さ に仕上げなければならない。	8	3	7	12	2	1	2.	受注者は、砕石舗装の施工については、砕石を均一に敷き均し、 散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、設計図書に示す高さ及び厚 さに仕上げなければならない。	表現の変更△
8	3	7	16 1	. 1	1.	階段工の施工については、第1編 第5章 無筋・鉄筋コンクリート、及び 本章 第14節 施設仕上げ工 の規定によるもののほか、設計図書によるものとする。	8	3	7	16	1	1	1.	階段工の施工については、第1編 第5章 無筋・鉄筋コンクリート、及び 本章 第14節 施設仕上げ工 の規定によるもののほか、設計図書によるものとするが、これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。	条文の追加〇
8	3	7	16 2	2 1			8	3	7	16	2	1	2.	受注者は、階段工の施工については、踏面に水が溜まらないよう 施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う追加〇
							8	3	7	16	3	1	3.	受注者は、階段高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う追加〇
8	3	7	16 3	3 1	3.	受注者は、ブレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷 や衝撃を与えないようにしなければならない。	8	3	7	16	4	1	4.	受注者は、プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷 や衝撃を与えないようにしなければならない。	項目番号の変更△
8	3	7	16 4	1	4.	受注者は、手すりの施工については、8-3-11-8 柵工 の規定によるものとする。	8	3	7	16	5	1	5.	受注者は、手すりの施工については、8-3-11-8 柵工 の規 定によるものとする。	項目番号の変更△
8	3	8	2 1	. 1	1.	受注者は、修景施設整備工において、使用する材料又は仕上がり 見本品及び性能等を証明する資料等は、施工前に工事監督員の承 諾を得なければならない。	8	3	8	2	1	1	1.	受注者は、修景施設整備工において、使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改訂に伴う変更〇
8	3	8	2 4	1	4.	木材については、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の 日本農業規格による規格品とする。	8	3	8	2	4	1	4.	木材については、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の 日本農林規格による規格品とする。	誤植△
8	3	9	2 2	6	2. (5)	具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金具類は、日本工業規格又はこれと同等以上の品質を有するものとする。	8	3	9	2	2	6	2. (5)	遊具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金具類は、日本産業 規格またはこれと同等以上の品質を有するものとする。	誤植△
8	3	9	2 2	2 7	2. (6)	金属材は、じんあい、油類等の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕の方法を講じるものとする。	8	3	9	2	2	7	2. (6)	金属材は、じんあい、油類等の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕を講じるものとする。	表現の変更△
8	3 1	12	3 3	3 2	3. (1)	受注者は、見え掛かり部分について現場での仕上げが必要な場合 は、全て荒削り又は、機械、かんな削りの上、仕上げ削りをしな ければならない。		3	12	3	3	2	3. (1)	受注者は、見え掛かり部分について現場での仕上げが必要な場合は、全て荒削りまたは、機械、かんな削りのうえ、仕上げ削りをしなければならない。	表現の変更△
8	3 ]	14	2 2	2 5	2. (4)	受注者は、		3	14	2	2	5	2. (4)	受注者は、塗料の有効期限については、5-4-3-2 材料の規定によるものとする。	表現の変更〇
8	3 ]	14	3 2	2 10	2. (9)	受注者は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じて小分けにして塗装しなければならない。	8	3	14	3	2	10	2. (9)	受注者は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じてこしわけして塗装しなければならない。	諸基準類との統一△
8	3 ]	14	3 2	2 12	2. (11)	受注者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅々は乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。		3	14	3	2	12	2. (11)	受注者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、 <mark>隅、ちり回り等</mark> は、乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。	諸基準類との統一△
8	3 ]	14	3 2	2 12	2. (11) (†)	受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり周りは小ばけ又は、専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。	8	3	14	3	2	12	2. (11) (ウ)	受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり回りは小ばけまたは、専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。	
8	3 ]	14	3 5	5 1	5.	受注者は、パテかいについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、すき間、目違いの部分にパテをへら又は、こてでなるべく薄く拾い付けなければならない。		3	14	3	5	1	5.	受注者は、パテかいについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、すき間、目違いの部分にパテをへらまたは、こてでなるべく薄く付けなければならない。	諸基準類との統一△
8	3	14	3 6	3 1	6.	受注者は、パテしごきについては、穴埋め、パテ飼いの工程を行った後、研磨紙ずりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごきを取らなければならない。	8	3	14	3	6	1	6.	受注者は、パテレごきについては、穴埋め、パテかいの工程を行った後、研磨紙ずりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごきを取らなければならない。	諸基準類との統一△
8	_	14	_	2		表3-4 オイルステインワニス塗り	-	-	-	3	_			表3-4 オイルステインワニス塗り	諸基準類との統一(表)○
8	4	3	1 4	1	4.	受注者は、グラウンド・コート舗装工の路床、基盤、基礎及び表層の施工については、下記の事項により施工しなければならない。	8	4	3	1	4	1	4.	受注者は、グラウンド・コート舗装工の路盤、基層及び表層の施工については、下記の事項により施工しなければならない。	諸基準類との統一〇
8	4	3	1 4	2	4. (1)	受注者は、転圧については、周辺の低い方から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向十分に行わなければならない。	8	4	3	1	4	2	4. (1)	受注者は、転圧については、周辺の低い方から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。	諸基準類との統一△
8	_	-	_	2 4		表4-4 アクリル樹脂系表層材	8	-	$\vdash$	2	_		12.	表4-4 アクリル樹脂系表層材	諸基準類との統一(表)△
8	4	_	2 1	+		表4-6 透水型現場施工品表層材 受注者はグラウンド・コート縁石工に使用するコンクリートブロ	8	1		2	— h		12.		諸基準類との統一(表)△
٥	4	3	2 1	3 1	13.	ックについては、JIS A 5371(プレキャスト無筋コンクリート製品)の歩車道境界ブロック、地先境界ブロック又は、同等品以上の品質を有するものとする。		4	J	4	13	1	13.	安任省はグラウンド・ユート終右上に使用するコンケッードフロックについては、JIS A5373(プレキャストプレストレストコンクリート製品)の歩車道境界ブロック、地先境界ブロックまたは、同等品以上の品質を有するものとする。	諸基準類との統一△
8	4	3	4 2	2 4	2. (2)	受注者は、火山砂利の締め固めについては、修正CBR試験によって求めた最適含水比で、合格判定地を満足するように締め固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれによりがたい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。		4	3	4	2	4	2. (2)	受注者は、火山砂利の締め固めについては、修正CBR試験によって求めた最適含水比で、合格判定値を満足するように締め固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれによりがたい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	誤植△
8	4	3	4 7	6	7. (5)	受注者は、砂入り人工芝の施工については、ライン芝埋め込み後、専用砂散布機(サンド・スプレッサー)を用いて均一に散布し、ブラッシングを繰り返しながら硅砂を設計図書に示す高さ及び厚さに充填しなければならない。	8	4	3	4	7	6	7. (5)	受注者は、砂入り人工芝の施工については、ライン芝埋め込み後、専用砂散布機(サンド・スプレッダー)を用いて均一に散布し、ブラッシングを繰り返しながら硅砂を設計図書に示す高さ及び厚さに充填しなければならない。	誤植△
8	4	3	4 1	4 10	14. (9)	受注者は、ゴムチップ弾性層の舗設後トップコート塗布作業まで 、1週間の養成期間をおかなければならない。	8	4	3	4	14	10	14. (9)	受注者は、ゴムチップ弾性層の舗設後トップコート塗布作業まで 、1週間の養生期間をおかなければならない。	誤植△
8	4	3	5 3	3 2	3. (1)	基礎材及び均しコンクリートの施工については、8-3-3-4 貯水施設工 の規定によるものとする。	8	4	3	5	3	2	3. (1)	基礎材及び均しコンクリートの施工については、8-3-7-1 4園路縁石工 の規定によるものとする。	諸基準類との統一〇
8	5	3	4 2	2 1	2.	受注者は、水路の防水を自然環境に近づけるために行うたたき粘度の施工については、漏れがないよう緊密に叩いて仕上げなければならない。	8	5	3	4	2	1	2.	受注者は、水路の防水を自然環境に近づけるために行うたたき粘 土の施工については、漏れがないよう緊密に叩いて仕上げなけれ ばならない。	誤植△
8	5	4 3	:	1		受注者は、湿地移設工の施工については、設計図書によるものと し、施工前に十分調査の上、時期、工法の施行計画を作成し、工 事監督員の承諾を得なければならない。	8	5	4	3		1		受注者は、湿地移設工の施工については、設計図書によるものとし、施工前に十分調査の上、時期、工法の施工計画を作成し、工事監督員の承諾を得なければならない。	誤植△

	旧(令和	14年10月版)					新(令和	15年10月版)	
1 段階確認一覧表 (2)	Z4)			<b></b>	段階確認一覧表	(9 /4)			
1 权喧哗的一見衣(2)	/ 4)			衣1-1	. 权陷唯心 見衣	(2/4)			
種 別	細別	確認時期	(2/4) 確認項目の目安		種 別	11.	細 別	確認時期	(2/4) 確認項目の目安
既製杭工	既製コンクリトト杭	打込時	使用材料、長さ、溶接					打込時	使用材料、長さ、溶接
<b>7-2-</b>	鋼管杭		部の適否、杭の支持力				鋼管杭		部の適否、杭の支持力
	日鋼杭	打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量				H鋼杭	打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量
		掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質					掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質
		施工完了時(中堀杭)	基準高、偏心量					施工完了時(中堀杭)	基準高、偏心量
	オールケーシンク * 杭	杭頭処理完了時   鉄筋組立て完了時	杭頭処理状況 使用材料、設計図書と		場所打杭工 場所打杭工		リパーネ杭	杭頭処理完了時 掘削完了時	杭頭処理状況 掘削長さ、杭の先端土質
	アースト゚リル杭	20.800 Mai 12. C 76. 1 PO	の対比、スペーサー個数		220/1111/044		オールケーシンク * 杭	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書と
	大口径杭	施工完了時	基準高、偏心量、杭径				アースドリル杭	10000000000000000000000000000000000000	の対比、スペーサー個数
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況				大口径杭	施工完了時	基準高、偏心量、杭径
深確工		土(岩)質の変化した 	土(岩)質、変化位置		১লংক¥ →			杭頭処理完了時	杭頭処理状況
				表1-5	5 一般的制限值				
				201			表 1 - 5	一般的制限值	
					車両の	)諸元	T	一般的制限	値
					幅		2.5m	me me PA	
					長さ		12.Om		
					高さ			し、指定道路について	2.00
					重量 総1	量重		し、高速自動車国道	
						4.		軸距・長さに応じ最大	₹25.0t)
						軸隣接軸	重 10.0t	車軸に係る軸距1.8m未	<b>港の根本は101</b>
						解接軸 の合		単軸に係る軸距1.8m未 車軸に係る軸距が1.3m	
						v.⊅.⊟.		車軸に係る軸重が9.5t	
								の場合は20t	
					輪花	労重	5. Ot		
					最小回転当	半径	12.Om		
(S)		<u> </u>							
合									
合 									
合									
合									
合意事項									
合意事項									
合意事項									

I 土木工事共通仕様書(本文) 旧 (令和4年10月版)	新(令和5年10月版)
様式集 工事施工協議簿	様式集工事施工協議簿
工事施工協議律	工事施工協議簿
□指示、□承諾、□協議、□提出、□報告、□通知 書 (第 回)  工 事 名	□指示、□承諾、□協議、□提出、□報告、□通知 書 (第 回)  エ 事 名
工種、細目等	工種、細目等
□指示、□承諾	□指示、□承諾
事項	□報告、□通知
□ 添付資料名 □ 図 面 全 葉  【工事監督員】	□ 添付資料名     □図面全 葉       【工事監督員】     年 月 日       上記事項について □指示、□承諾、□協議、□通知、□受理 □ます。       □特記事項
□工事内容の変更の対象と □しない □する。ただし、詳細については別途指示する。 【受 注 者】	変更契約の対象と 口しません。 口します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定し た段階で遅延なく行う。
【受注者】 今和 年 月 日 上記事項について □了解しました。 □承諾願います。 □協議、□提出、 □報告 します。 □特記事項	【受 注 者】 年 月 日 上記事項について □了解します。 □承諾願います。 □協議、□提出、□報告 します。 □特記事項
総括監督員 主任監督員 監 督 員 現場代理人 主任技術者等 確認欄	総括監督員 主任監督員 監 督 員 現場代理人 主任技術者等 確認欄
(主 旨) 本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。	(主 旨) 本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。
(作成上の注意)	(作成上の注意) 膝当する口内にレを記入すること。
<ul><li>1 該当する口内にレを記入すること。</li><li>2 確認欄には、押印又はボールペンでサインすること。</li></ul>	注1 現場代理人が、工事の施工に当たり設計図書と工事現場の状況との不一致、条件の変更 等に該当する事実を発見したときは、その内容をできるだけ詳細に記載することとし、必
	要に応じ図面等を添付すること。 2 措置に関する意見で、工事監督員と現場代理人とが一致しないものがあるときは、双方
	の意見(誰の意見であるかを明らかにすること。)を併記すること。
様式集 立会願 令和 年 月 日 主任監督員(監督員)	様式集 立会願 年 月 日 主任監督員(監督員)
様 (受注者名)	様 (受注者名)
現場代理人	現場代理人
立 会 願	立 会 願
T部原見について、水人を除います	TOTAL
下記項目について、立会を願います。	下記項目について、立会を願います。
工事名	工事名
項 目 内 容	項 目 内 容
希望目時 令和 年 月 日 時	希望日時 年 月 日 時
上記項目について令和 年 月 日立会を実施した。	上記項目について 年 月 日立会を実施した。
主 任 <u>監督員</u> 現 場 主 任 監督員 代理人 技術者等	主任 監督員 現場 主任
	IV SALZY ANTI ST
(主 旨) 本様式は、受注者が工事監督員の立会を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するもの である。	(主 旨) 本様式は、受注者が工事監督員の立会を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するもの である。

#### 土木工事共通仕様書 (本文)

旧(令和4年10月版)

新(令和5年10月版)

様式集 段階離認願(第 回)

令和 年 月 日

主任監督員(監督員)

様

(受注者名) 現場代理人

段 階 確 認 願(第 回)

下記について、段階確認をお願いします。

段階確認の内容

校文   資料電の0ペントコルロ・													
工具	絡					実力	拖希望	2000年	令和	年	月	月	
エ	種	細	目	等	品質規格	区	城	等	数量等	呼	称	備	考

上記の段階確認について、以下のとおり実施します。

主任監督員(監督員)

実施日時	令和 年 月 日 時から 実施者名
実施場所	□工事現場、□製作工場、□(実施場所)
実施方法	□臨場、□机上
必要書類	□設計図書、□測量結果、□出来形図等、□品質規格証明等
必要音類	□施工管理記録、□写真、□〔その他必要書類等)
特記事項	

令和 年 月 日 の段階確認の結果、設計図書のとおり施工されて

□いる。 □いない。 □詳細については、別途指示する。

令和 年 月

主任監督員(監督員)

(主 旨)

本様式は、受注者が段階確認を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。

(作成上の注意)

該当する□内にレを記入すること。

様式集 段階電器願(第 回)

主任監督員(監督員)

様

〔受注者名〕 現場代理人 年 月 日

年 月 日

段階確認順(第 回)

下記について、段階確認をお願いします。

段階確認の内容

ı	6X1.3 x 800 x 1.1 y 9.					
	工事名		実施希望日		年 月	П
	工種	細 目 等 品質規格	格区城等	数量等	呼 称	備考

上記の段階確認について、以下のとおり実施します。

主任監督員(監督員)

実施日時	年 月 日 時から 実施者名
実施場所	□工事現場、□製作工場、□(実施場所)
実施方法	□臨場、□机上
必要書類	□設計図書、□測量結果、□出来形図等、□品質規格証明等
公安省無	□施工管理記録、□写真、□(その他必要書類等)
特記事項	

年 月 日 の段階確認の結果、設計図書のとおり施工されて 口いる。 口いない。 口詳細については、別途指示する。

主任監督員(監督員)

士 片)

本様式は、受注者が段階確認を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。

(作成上の注意)

該当する□内にレを記入すること。

表5-1 コンクリートの標準配合条件

表5-1 コンクリートの標準配合条件

	設計基	スランプ	空気量	最大水	粗骨材	最少単位
記号	準強度			セメント比	最大寸法	セメント量
	N/mm²	CIII.	%	%	1100	kg/m²
C-1	_	8.0	4.5		20又は25	-
C-1 P	_	8.0	4.5		20又は25	270
C-4	18	5.0	4.5	55	40	_
C-4 P	18	8.0	4.5	55	40	270
C-55	18	5.0	5.5	50	40	_
C-5 P S	18	8.0	5.5	50	40	270
C - 6 - 1	21	5.0	5.5	50	40	-
C-7	σck= 4.5	2. 5	4.5	45	40	280
C-7 S	σck= 4.5	2. 5	5.5	45	40	300

表5-1 コンクリートの標準配合条件

表5-1 コンクリートの標準配合条件

	設計基	スランプ	空気量	最大水	租骨材	最少単位
記 号	準強度			セメント比	最大寸法	セメント量
	N/mm²	cm.	%	%	110cm	kg/m²
C-1	_	8.0	4.5	_	20または25	_
C-1 P	_	8.0	4.5	_	20または25	270
C-4	18	5.0	4.5	55	40	_
C-4 P	18	8.0	4.5	55	40	270
C-5 S	18	5.0	5.5	50	40	_
C-5PS	18	8.0	5.5	50	40	270
C - 6 - 1	21	5.0	5.5	50	40	_
C = 6 = 1 P	21	8. 0	5.5	50	40	270
C - 7	σ ck= 4.5	2.5	4.5	45	40	280
C = 7 = 1	σ ck= 4.5	6. 5	4.5	45	40	280
C-75	σck= 4.5	2.5	5.5	45	40	300

表1-3

表1-3

2.1							
		圧縮強さ	参 :	考 値			
種	類		吸水率	見掛比重			
		(N/cm²)	(%)	(g/cm³)			
硬	石	4900以上	5未満	約2.7~2.5			
沙抽	硬石	4900未満	5以上	£52.5~2			
	W. 10	980以上	15未満	M70.0 - L			
軟	石	980未満	15以上	約2未満			
軟	石	980未満	15以上	約2未満			

表1-3

表1-3

		ret weath &	参	考 値			
種	類	圧縮強さ	吸水率	見掛比重			
		(N/cm²)	(%)	(g/cm³)			
硬	石	4903以上	5未満	約2.7~2.5			
準列	<b>* * *</b>	4903未満	5以上	₩12.5~2			
	( 10	981以上	15未満	N.70.0 - 2			
軟	石	981未満	15以上	約2未満			

表1-4

表1-4

表 1 - 4							
種 類	厚さ	幅	長 さ				
1里 実	(c <u>m</u> )	(c <u>nn</u> )	(c <u>nn</u> )				
12の15	12	15					
15の18	15	18					
15の21	15	21	91. 100. 150				
15の24	15	24					
15の30	15	30					
18の30	18	30					

[注] 厚さと幅では、長い方を幅とする。

表1-4

表1-4

表 1 - 4							
種類	厚さ	幅	長 さ				
1里 米貝	(cm.)	(cm.)	(c <u>m</u> )				
12の15	12	15					
15の18	15	18					
15の21	15	21	91, 100, 150				
15の24	15	24					
15の30	15	30					
18の30	18	30					

[注] 厚さと幅では、長い方を幅とする。